

**議 事 録**

会 議 の 名 称	第5回 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会
開 催 日 時	令和2年10月8日(木) 午後7時00分～
開 催 場 所	羽村市役所4階 特別会議室
会 長 氏 名	川村孝俊
出席者(委員)氏名	川津紘順、横内正利、中村正人、林田香子、田畑正彦、 浅野光男、鈴木誠、河野要人、菱田和子、鈴木雄生、宇佐美宏美、 池田和生、清水貞秀、宇坪俊弥
欠席者(委員)氏名	なし
事 務 局	高齢福祉介護課長、高齢福祉係長、 介護予防・地域支援係長、介護保険係長、介護認定係長、 高齢福祉係主事、介護予防・地域支援係主任、策定支援業者
議 事	第8期計画素案(各論I)について
傍 聴 者	なし
会 議 資 料	<配付資料> ・次第 ・資料19…第8期計画素案 各論I ・資料20…羽村市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 地域包括支援センター別回答

## 議 事 録

発 言 者	議題・発言内容及び決定事項
事務局	<p>只今より第5回羽市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議会を開催させていただきたいと存じます。</p> <p>まず、議事に入る前に報告事項がございます。第4回の審議会の会議録につきまして、会長に原案を確認いただき、その後の内容を机上に配布しておりますので、後程ご覧ください。</p> <p>また、この会議録につきましては、近日中に市の公式サイトと高齢者福祉介護課の窓口で公開しますので、宜しくお願いします。以上でご報告を終わります。</p> <p>続きまして、次第の2項目目の議事に入ります。ここからの進行は会長をお願いします。</p>
会長	<p>皆様改めまして、こんばんは。コロナの収束が見えない中、今週末も台風ということで、皆さんもご心配のことと思います。なんとか被害がなければいいかなと思っております。本日もよろしく願いいたします。それでは議事に入る前に、事務局の方、本日の傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>傍聴の方はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>早速議事に入ります。今日の議事は第8期計画素案の各論Ⅰということで、既に皆様のお手元には配られていますので、お目通しいただいていると思いますが、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>各論Ⅰに入る前に皆様に審議していただく際の視点について改めてご説明します。資料2羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会条例をご覧ください。第2条に審議会の所掌事項を記載しております。本審議会では、市長からの諮問に応じまして、高齢者福祉計画および介護保険事業計画、計画の策定に必要な事項を調査、審議し、市長に答申していただきます。そのため、審議委員の皆様におかれましては、本計画の策定に関わる幹となる部分に関して、必要な事項を調査し、皆様のお話し合いの中で検討いただくことが役割となり、私ども事務局は皆様に代わりまして、計画に必要な事項を調査し、資料にまとめてご提案しております。</p> <p>この計画の策定に必要な事項としましては、総論の部分では、計画全体の組み立て、調査等から抽出された課題、これに対応する高齢者福祉の方向性、また本計画の肝となる基本理念、基本方針等、これら適切に記載されているかどうか等、前回の審議会でご検討いただきました。</p> <p>そして、本日と次回の審議会でご審議いただく各論Ⅰ、Ⅱにつきま</p>

しては、資料 16 の総論 33 ページをご覧ください。「(2) 施策の体系」に基づき、資料 19 で施策の方向また、方法論として構成する主要事業が適切に記載されているかどうかの視点で審議委員の皆様でお話いただき、総意を持って決定していただきたいと考えております。主要事業については、様々な分野別計画等に基づき実施している事業など、関連があるものを掲載しており、これらの事業については、事業評価を行い適切に実施しております。

各事業の細部については、時間の都合もありますので、検討の際には記載している内容までに留めていただき、事前のご質問の中で審議に関連する点については解説に織り交ぜて回答し、細部に関する事項については、個別に回答しますので、ご了承ください。

なお、事業の細部についても計画策定の関連事項として調査をご希望する場合については、改めて事務局までご相談いただけたらと存じます。

また、第4回の審議会において、羽村市介護予防日常圏域ニーズ調査で、戸建て、集合住宅など、居住形態毎の集計をしたらどうか、地域包括支援センター毎に集計して比較し、特徴的なものがあれば、計画に反映したらどうか、というご意見をいただいております。居住形態毎の集計については、持ち家の一戸建ての方が全体の 71.1%と大部分を占めるため、母数に差がありすぎて、単純に比較することができませんでした。また、地域包括支援センター毎に集計を行い、事務局で確認したものが資料 20 です。社会参加に関する事項を含めまして、計画で対応しなくてはならない特徴は見られませんでした。資料 20 については、後程ご覧ください。

それでは、これより各論 I について担当よりご説明いたします。

事務局

それでは、基本目標 1 からご説明します。まず、各論の全体を通して、各事業の事業概要の記載方法は、7期では「事業概要と現状」としておりましたが、上位計画である羽村市長期総合計画に合わせ、「事業概要」に変更しております。また、令和2年度の見込み値については、現在空白ですが、12月の答申案において記載したものを示します。

基本目標 1 「主要課題 1 健康づくりの推進」について、40 ページをご覧ください。施策の方向 1 「健康はむら 21 の推進等」では、「市民一人ひとりの健康づくりを促進し、健康な心身の維持を図るとともに、生涯現役を目指した健康寿命の延伸を図る」ことを施策の方針とし、「健康手帳による健康管理」、「健康教育の推進」、「健康なんでも相談の推進」等、4事業で構成しております。

各施策については、主な事業や、7期計画から変更のあった点についてご説明します。

①「健康手帳による健康管理」については、今後の方向性に、「多様化する市民ニーズ等に合わせた健康管理の手法について研究を行う。」

を追加しました。追加した背景として、健康管理項目は、個人ごとに異なり、健康手帳以外のスマホアプリ等で健康管理を行う人が近年増えてきていることがあります。

②「健康教育の推進」については、今後の方向性に「町内会・自治会や各種団体等の要望に応じて、身近なところで健康づくりが行えるような機会の提供」を追加しました。背景として、町内会・自治会以外に地域団体から要望を受けて行う出前講座等がございます。各団体からの依頼による場合、テーマ、開催場所、開催時間等の詳細については各団体で決めております。

44 ページをご覧ください。施策の方向2「運動を通じた健康づくりの推進」では、「運動等を通して、健康な心身づくりを促進するとともに、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図る」ことを施策の方針とし、「四季のウォークの実施」、「体力づくり教室（運動ダイエット）の開催」、「健康体操の実施」等、4事業で構成しております。

46 ページをご覧ください。④「健康づくりについて意識啓発事業の実施」については、幅広い世代に参加していただきたいことから令和2年度に「はむら健康の日」、「健康フェア」の2つのイベントを「羽村健康フェア」に統合しました。第8期見込みについては、初回である令和2年度が、新型コロナウイルスの影響で中止したため、目標としている人数を記載しております。

47 ページをご覧ください。施策の方向3「特定健康診査等の促進」では、「健診等を通して、健康への意識づけ、個人での健康管理を促進し、自ら健康づくりに取り組むことのできる意識啓発を図る」ことを施策の方針とし、「国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の促進」、「健康診査の促進」、「ヘルスアップ健康診査の促進」の3事業で構成しております。これらの事業は、健康な方にも受診していただくことで、生活習慣病の発症・重症化を予防できることから、継続して取り組んでいきたいと考えております。

①「国民健康保険の特定審査・特定保健指導の促進」について、ご質問いただいておりますので、お答えいたします。

まず「年齢層ごとの分析結果」とのお尋ねですが、平成30年度の受診率で、40～44歳は20%程ですが、年齢が上がるほど高くなり、70～74歳では60%を超えております。

次に「実績値は、60～74歳の表記も行う必要があるのではないか。」のお尋ねですが、「羽村市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に合わせ、40～74歳の標記としております。

次に「7期計画の今後の方向性に記載のあった、個別勧奨や相談日など実施体制で見直した内容」についてですが、5点ございます。

①特定保健指導の対象者へ電話勧奨を実施

②特定保健指導に参加しやすくするため、評価の時期を初回面接から

3か月後又は6か月後の2コースを設定

③特定保健指導のメリットを強調するため、通知等に体験者のコメントを追加

④特定健診結果を活かした健康づくり教室を開催し、特定保健指導の希望者にその場で初回面接を実施

⑤特定保健指導の利用への動機づけや特定保健指導終了者へのフォロー、モチベーションの維持を図るため、健康セミナーで運動実習プログラムを実施しております。

次に「今後の方向性で目標に対する問題意識を見直す必要があるのではないか。」のお尋ねですが、第8期は第7期で見直した内容を基に、より分かりやすく必要性や内容等を伝えていくことを焦点として取り組むため、標記の記載としております。

最後に、「医者が受診勧奨を積極的に動くことに何か制約があるのか。」についてですが、医療機関にも特定健診の受診に関する普及啓発を依頼しております。しかし、特定健診の対象者は羽村市国民健康保険の加入者であり、外来患者全員が対象ではないことから、積極的な周知は難しい現状があります。

市では、疾病の早期発見・早期治療のために、年1回の健診の必要があることや、特定健診未受診者一人あたりの医療費の増大が顕著であることから、未受診者が受診するよう個別勧奨を実施しております。

49 ページをご覧ください。主要課題2「社会参加と生きがいづくりの推進」施策の方向1「高齢者の就労支援」では、「就労機会や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図り、元気な高齢者が活躍する環境づくりに取り組む」ことを施策の方針とし、「シルバー人材センターへの運営支援」、「就業の促進」の2事業で構成しております。こちらについては、今後も継続して取り組んでまいります。

50 ページをご覧ください。施策の方向2「生きがいづくり事業の推進」では、「高齢者がいつまでも元気でいられるよう、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図る」ことを施策の方針とし、「敬老のつどい事業の実施」、「高齢者レクリエーションのつどいの開催」、「軽スポーツ等の活動の場の提供」等、11事業で構成しております。ここでは、交流の機会となる高齢者レクリエーションの集いなどの事業や、自主的な活動や仲間づくりのきっかけになるお好み講座などの事業を実施しており、第8期も継続して取り組みます。なお、「ほほえみ食事会」の開催については、令和元年度に終了したため、削除しました。

51 ページをご覧ください。「高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブへの支援」について、ご意見をいただいております。第7期の今後の方向性に「加入者の増加を促進するための施策を検討とあるが何を行ったの

事務局	<p>か、第8期では何を行うのか。」とお尋ねですが、第7期では、広報はむらへ記事掲載、ポスターの掲示、イベントで一般参加者へ働きかけを行いました。8期では方向性に記載した通り、クラブの広報活動について支援行って参ります。</p> <p>56 ページをご覧ください。施策の方向3「社会貢献活動への参加促進」では、「羽村市社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら、ボランティア体制の整備をすすめ、地域の社会資源の活用促進と活性化を図る」ことを施策の方針とし、「高齢者クラブ友愛活動への支援」、「高齢者のボランティア活動の促進」、「夢・寿事業の運営」等、4事業で構成しております。</p> <p>58 ページ④「アクティブシニア向けの講座等の開催」の参加者数は、第7期の40～50人から、600～700人と大幅に増加しております。これは、「ゆとろぎの思い出の映画館」を追加したことによるものです。</p> <p>目標1の説明は以上となります。</p> <p>続きまして、59 ページからの基本目標2「地域における総合的な支援体制づくり」について、ご説明します。</p> <p>主要課題1「包括的な支援の推進」施策の方向1「相談支援体制の充実」では、地域包括支援センターの相談事業において、支援が必要となった高齢者に対し、関連する施策や事業、機関と連携できるよう支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう相談支援体制を充実させることを施策の方針とし、「総合相談事業」、「生活困窮者自立支援事業」、「ふれあい相談事業の支援」の3事業で構成しております。</p> <p>①の総合相談事業については、第7期計画においても介護保険制度の中の地域支援事業として掲げておりますが、今後、地域包括ケアシステムを推進していくうえで重要な施策として、「包括的支援事業」の中の地域包括支援センターで実施している「総合相談事業」を①として改めて掲載することとしました。</p> <p>次に②の生活困窮者自立支援事業については、第7期計画では「包括的な相談を行うための連携体制の整備」としていましたが、生活困窮者自立支援事業において、相談員が相談を受けたあとも包括的な支援ができるよう市の関係部署と連携できるような体制を整えたため、事業名を変更しました。</p> <p>61 ページをご覧ください。施策の方向2「権利擁護の推進」になります。ここでは高齢者の虐待を防ぐため、関連機関での連携体制を強化し、速やかな措置を講じることができるよう体制の整備を進めることを施策の方針として、「高齢者虐待の防止」、「緊急短期入所」、「成年後見制度の推進」の3事業で構成しております。</p> <p>③の成年後見制度の推進については、第7期計画では「成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた検討」としておりましたが、成年後見制度利用支援機関を設置し、実施をしていることから今後は成年後</p>
-----	---

見制度の推進として事業名を変更しました。

施策の方針で、「高齢者への虐待を防ぐため」とありますが「単に虐待を防ぐだけでなく、権利擁護全般への取り組みを意識した記述にしてほしい」とのご意見をいただいております。

高齢者が安心、安全に暮らせる地域にするためには虐待の対応だけでなく、消費者被害や地域から孤立し医療や福祉サービスに結び付いていない方についても積極的に支援しておりますので、そのような内容を盛り込んで修正します。

62 ページをご覧ください。主要課題2「地域における支援体制づくり」施策の方向1「地域ケアの推進」についてですが、ここでは羽村市社会福祉協議会をはじめ町内会・自治会等の地域との協働を推進し、地域包括ケアシステム体制の構築に取り組むことを施策の方針として、「小地域ネットワーク活動の支援」、「市民活動センターの運営」、「協働による事業運営の推進」など6事業で構成しております。各事業内容に変更はありません。

63 ページの④町内会・自治会活動への支援の実績値と計画値にある加入率について、第8期見込値の設定についてご意見をいただきましたが、社会的に、町内会・自治会の加入率が低下傾向にあり、会員の退会防止が喫緊の課題となっている中で、現時点での令和2年度の加入率が34.7%であることを踏まえ、大幅な上方の目標設定は難しいことから、現実的な数値目標としております。

また、退会防止や加入促進についての具体的な対策については、「町内会・自治会への依頼事項や参加行事の見直しによる会及び役員の負担軽減」や「災害時の共助体制」「感染症に対する地域での防止対策」「町内会・自治会活動写真展、ご近所・こどもまつりなどの加入促進活動」などのPRを進めることにより、町内会・自治会員の退会防止・加入促進を推進していくとしております。

65 ページからの施策の方向2「高齢者の見守り活動」については、ひとり暮らし高齢者を中心に、日常生活の見守りに努め、居宅生活の支援を行うこと。また、今後のニーズの高さを受け、活動する団体等の支援や実施方法の検討を施策の方針とし、「緊急通報システム事業」、「民生・児童委員等との連携」、「友愛訪問活動の充実」など10事業で構成しております。その中の69ページになりますが、⑧配食サービス事業について、実績値及び計画値になりますが、第7期の実績より第8期の見込み数を少なくしております。こちらは、衛生面を配慮し令和2年度から冷凍のお弁当に変更したところ利用者が減少していることを考慮し、8期の見込み数を見直しております。

71 ページをご覧ください。施策の方向3「認知症高齢者や家族介護者への支援」についてです

認知症による徘徊高齢者の安全を確保し、介護者家族の負担軽減を図

ることを施策の方針とし、「徘徊高齢者探索サービス事業」「家族介護者への支援」「家族介護慰労金の支給」の3事業で構成しております。第7期計画では①の徘徊高齢者探索サービス事業だけを載せておりましたが、介護保険事業でおこなっている「家族介護者への支援」と「家族介護慰労金の支給」をここでも掲載することとしました。

②の家族介護者への支援については、介護をしていくうえでなかなか回りの情報が得られない、誰も頼れず孤独になってしまうという介護者の方は少なくないと思います。そういった方たちのお互いの情報交換や精神的ストレスの軽減を目的に行う事業になります。

次に72ページをご覧ください。③家族介護慰労金の支給については、重度の要介護高齢者の介護を行っており、かつ過去1年間入院や介護サービスを利用せず、市民税が非課税である等の要件を満たした世帯に対し、10万円を支給するものです。現在は家庭環境の変化や介護サービスを利用することが一般的になってきたことから実績も少ない状況が続いておりますが、今後も広報紙等で周知に努めてまいります。

73ページをご覧ください。「施策の方向4 ボランティア活動への支援・NPOとの協働」です。ここでは、羽村市社会福祉協議会をはじめ、各種ボランティア団体等との連携に取り組み、活動の充実を図ることを施策の方針とし、「地域福祉ボランティア講座・講習会の実施」「市民活動センターの運営」「はむら人ネット（人材バンク）の充実と活用」の3事業で構成しております。各事業内容について変更はございません。

75ページをご覧ください。施策の方向5「経済的負担の軽減」です。ここでは高齢者の経済的負担を軽減し、在宅での自立を支援することを施策の方針として「自立支援住宅改修給付事業」、「上下水道使用料助成」、「高齢者福祉電話事業」など8事業で構成しております。第7期計画で掲載していた事業のうち、（7期計画の）76ページの「自立支援日常生活用具給付事業」「家具転倒防止器具給付事業」78ページの「特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成事業」79ページの「ねたきり高齢者布団丸洗い事業」「交通災害共済加入費助成」の5事業については、近年利用者がいないなどの理由から平成30年度ないし令和元年度に事業を廃止しております。8事業については内容の変更はありません。

79ページの主要課題3「福祉に対する理解の促進と担い手の育成」、施策の方向1「福祉情報の提供」は、既存媒体・団体等を活用し、市内にある社会資源の周知、利用の拡充を図り、利用者ニーズの解消を図ることを施策の方針として「市民への情報提供及び啓発」、「民生・児童委員等との連携」、「まちづくり出前講座の実施」、「ふれあい福祉のしおりの発行・配布」の4事業で構成しております。

80ページの③「まちづくり出前講座の実施」について、実績値と計画値に誤りがありますので訂正させていただきます。第7期実績の30年度の開催数が4回、受講者数が88人、元年度の開催数が3回、受講

者数が 82 人となります。また、第 8 期見込みの受講者数を 3 年度、4 年度、5 年度各 60 人となります。

81 ページをご覧ください。施策の方向 2 「福祉意識の醸成」になります。ここでは支援が必要な高齢者を地域全体で支えていく地域社会の構築をめざし、関係機関等と連携し、福祉教育を充実することで、将来の支え合いの地域福祉の推進に取り組むことを施策の方針として、「福祉教育の推進」、「福祉意識の啓発」、「世代間交流の推進」の 3 事業で構成しております。各事業内容に変更はございません。

以上で基本目標 2 の説明を終わります。

事務局

それでは、基本目標 3 「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」に入ります。82 ページをご覧ください。主要課題 1 「外出・移動しやすい環境づくり」です。

施策の方向 1 「公共施設等のバリアフリー化」では、高齢者が積極的に社会参加できるよう、市内公共施設、道路等の障壁の除去を推進することを施策の方針とし、「公共施設のバリアフリー化の推進」、「歩行者の安全に配慮した道路の整備」、「安全な歩行通路の確保」の 3 つを主要事業としています。「公共施設のバリアフリー化の推進」では、利用者の安全性・利便性の向上を図るため、公共施設の改修に合わせて、スロープの設置や階段、トイレ等を誰もが使いやすいようにバリアフリー化を推進しております。

地域の会館等のバリアフリー化に関してご意見をいただきました。

施設のバリアフリー化工事について、建物の上下階への移動ではエレベーターの設置を検討することとなりますが、その敷地、建物構造上の制約から困難となる傾向があります。近年の改修工事においては、1 階の和室を洋室へ改修して段差解消と共に、畳に座布団のスタイルから椅子へ生活様式の変更、手すりの設置、和便器を洋便器へ、廊下とトイレの段差解消、建物出入り口へのスロープ設置などの取り組みを行っております。いずれも、効率的に実施するために施設の改修工事に合わせてバリアフリー化を推進するものです。

83 ページをご覧ください。施策の方向 2 「高齢者の移動手段の確保」では、公共交通機関を利用することが難しい高齢者を対象に、移動・外出を支援することを方針として、「ふれあいキャリーへの支援」、「NPO 等による福祉有償運送事業の支援」、「コミュニティバス『はむらん』の運行の充実」、「福祉タクシー事業等の紹介」の 4 つを主要事業としています。

「コミュニティバス『はむらん』の運行の充実」の実績値と計画値について、平成 30 年度と令和元年度の実績、20 万 9 千人、20 万 6 千人ときており、第 7 期計画の見込みを超える利用者となりました。一方、今回資料の第 8 期の見込みを見ますと、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、20 万 2 千人、20 万 5 千人、20 万 8 千人と抑え目の見込みとしてお

ります。

今後、令和2年度の見込み値を掲載するところですが、現段階においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく落ち込む見込みです。第8期計画の利用者見込みにおいては、利用者増加のための方策を調査検討し、令和4年度、5年度にかけて令和元年度を上回る利用を計画しております。

82 ページをご覧ください。主要課題2「安心・安全に暮らせる環境づくり」です。施策の方向1「防災対策の推進」では、高齢者の安心した生活を守るため、災害等緊急時の支援手段を確保するなど、地域防災計画に基づき、災害時の避難行動等の周知啓発を図ることを方針と、「避難行動要支援者の支援体制の推進」、「在宅要介護者の避難先の確保」、「火災安全システム事業」の3つを主要事業としています。

一つ目の「避難行動要支援者の支援体制の推進」について、第7期計画では、「災害時における要配慮者の支援体制の推進」としていました。災害対策基本法の改正に合わせた地域防災計画との整合を図り、避難について特に支援を要する者としての「避難行動要支援者」としております。「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿の整備を進めていきます。

二つ目の「在宅要介護者の避難先の確保」について、現在の取り組みとしては、避難所では対応が困難な、介護保険の要介護者である「要援護高齢者」のための避難先の確保となっております。今後の方向性としては、福祉避難所の充実に努めると共に、要援護高齢者に限らず、在宅要配慮者の避難先を確保することとします。

86 ページをご覧ください。施策の方向2「防犯対策・交通安全対策の推進」では、関係機関と連携し、高齢者を対象とした犯罪の抑止や警戒、交通安全対策に取り組み、安全で住みよい生活環境づくりに取り組むことを方針とし、「地域ぐるみで防犯活動の推進」、「交通安全対策の推進」、「道路の安全対策の推進」、「消費生活被害の防止」の4つを主要事業としています。

「消費生活被害の防止」の実績値と計画値について、下段は、消費者被害防止の啓発として敬老のつどい記念品贈呈の際に情報提供をしているものです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から敬老の集いを開催することができませんでしたが、第8期におきましても、継続的な取り組みにより消費者被害防止の啓発に努めます。

88 ページをご覧ください。主要課題3「住みよい住環境づくり」施策の方向1「住まいのバリアフリー化」では、高齢者が安心して自立した地域生活が行えるよう、居住の支援を行うことを方針とし、「自立支援住宅改修給付事業」を主要事業としています。「自立支援住宅改修給付事業」は、65歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必

要と認められる方に対して、浴槽改修、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等の相談を受け、在宅生活の継続を支援するものです。

89 ページをご覧ください。施策の方向2「高齢者の居住支援」では、施設等の整備を促進し、高齢者のニーズに適切なサービスを提供することを方針とし、「シルバーピア事業の提供」、「サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等」、「あんしん居住制度・東京シニア等の紹介」、「高齢者に配慮した市営住宅の整備」の4つを主要事業としています。

第7期計画においては、高齢者等が市内において自ら居住する住宅を新築、購入、増改築する際に受けた融資に対し、利子補給する制度として「住宅資金融資制度による支援」の項目がありましたが、ゼロ金利政策が継続していることから、平成31年4月をもって制度が廃止となりましたので、第8期計画においては、記載しておりません。

「サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等」について、第8期計画では、市内にあります施設の「施設数」と「定員」を明記しました。市内施設の定員を合計しますと、357人となります。これは、東京23区と26市における人口あたり平均値のおよそ1.3倍となり、現在の状況では、平均を上回る状態にあります。

「高齢者に配慮した市営住宅の整備」につきまして、第7期計画では、事業概要に、入居者募集における現状を記載しておりました。第8期計画においては、羽村市長期総合計画との整合を図り、『羽村市営住宅長寿命化計画』に沿った施設改修を計画的に進めるとともにバリアフリーなどの性能面での向上を図ります」という文言の整理をいたしました。

事務局説明は、以上となります。

会長

かなり広範囲な内容ですが、みなさんお聞きいただけたと思います。各論Ⅰについては主に高齢者福祉計画部分になります。一部の方から既にご意見をいただいておりますが、改めて、ご意見をいただければと思います。

委員

各論に入る前に一つ質問があります。最初に条例の条項を引用して、聞きようによっては委員の発言を抑えるようにも捉えられる発言に聞こえました。多分そういう主旨ではないと思いますが、この時点で、なぜあのような説明をしたのか、改めて説明してください。

事務局

前回の総論の部分でもそうでしたが、審議会が審議委員と事務局とのQ&Aのような形になっています。私どもが提案している、総論や各論がどうかという所を、皆さんの中で話し合いたいと考えています。ご質問いただいた事に対して我々はお答えしますが、皆さんでよく揉んでいただきたいという主旨でご説明しました。

委員	<p>だとすれば、言い方が委員に対してカチンと来るような言い回しでした。こうやって揃っているのですから、委員の発言を抑えるような説明はおかしいと思います。Q&amp;A となっているなら、事前に質問を文書でとって、個人に返す方法だって良いと思います。やり方は色々あると思います。この場で質問をするなという風に聞こえると、良くないと思います。注意して発言していただきと思います。</p>
会長	<p>事務局からもお話がありましたが、皆さんの発言を制限するような意味ではないと、私は捉えています。もちろん、それぞれの仕事もあり、地域での活動もあり、それぞれ日頃感じている事が沢山あると思います。それを土台にした形で羽村市を良くするための計画全体へのご意見をいただきたいし、分からないことについては質問していただく、それは当然の事だと思います。その主旨は変わらないと思いますので、できる限り、時間の許す範囲でご意見をいただければと思っております。</p>
委員	<p>特定検診の質問をしておりますので、特定検診の事で意見を述べさせていただきます。</p> <p>なぜこれについて私が意見を出したかという、厚生労働省のホームページの特定検診の受診率を見ると全国平均は 53.1% (2017 年) となっていました。羽村市は 48% くらいで全国平均より 1 割以上低いです。</p> <p>また、特定保険指導実施率というものがあります。全国平均は 19.5% (2017 年)、羽村市では 13% くらいと、非常に少ないです。これはなぜだろうというのが疑問の主旨です。</p> <p>もう一つ、特定検診は 40~74 歳までが対象だというのはわかります。これもホームページで見ると、被保険者数は国保全体で 2800 万人、だいたい国民の 1/4 のようです。被保険者数と受診率は 40~59 歳は 630 万人で 22%、60~74 歳が 1500 万人で 40% です。合わせて 62%、40~74 歳までの全体でみた数字が 48%。</p> <p>先ほどの説明では 60~74 歳だと 60% くらいになるのではないかと思います。それを示してほしいという話です。40~59 歳を全部消してほしいと言っているわけではなくて、両面を出してほしいと言う意味です。それに対して、お答えいただきたいと思います。</p>
会長	<p>ここは高齢者福祉計画を話し合う場ですので、高齢者にあたる年齢層が高い方の比率の中での割合の数字を出していただきたいことだと思います。</p>
委員	<p>すぐに出してほしいという訳ではありません。</p>
会長	<p>計画の中に載せて、一つの指針の材料にして欲しいということですね。</p>

委員	そういうことです。
事務局	<p>率については出ておまして、  60～64 歳について、男性が 39%、女性 56.8%  65～69 歳について、男性が 53.5%、女性 62.7%  70～74 歳について、男性が 60.9%、女性 69.2%  と、なっております。</p>
委員	<p>そうすると 60～74 歳の全体の数字が何%かは出ますよね。要するにそれを載せたらどうですかという提案です。</p>
事務局	<p>ご意見については、検討させていただきます。</p>
会長	<p>検診については、全国的にも数が少ないというのが話題になっているのかもしれませんが、今おしゃっていただいたように年代別に数字が出てくると、イメージが沸いてくると思います。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>主要課題の部分で数点質問、確認があります。</p> <p>1 点目は 63 ページです。「地域における支援体制づくり」の施策の方向 1 「地域ケアの推進」「③協働による事業運営の推進」の今後の方向性として「市民が参画し、市民と行政が協働して実施する機会を推進していきます。」とあります。是非推進していただきたいと思います。</p> <p>私は 2009 年に羽村に赴任しました。この高齢者計画及び介護保険事業計画は赴任後、第 5 期から傍聴しています。今までの事業概要のパブリックコメントについて、ホームページ上で何件ありますか。いつも 2、3 件しかないと思います。各自治体の総合事業のパブリックコメントもほとんどなかったと記憶しています。ホームページに載せたり、広報に載せたり、市役所に置いてあるので、コメント下さいだけでは、意見を得られないと思いますので、具体的に今と違う取り組みをしていただきと思います。</p> <p>例えば、総合事業を始める時に、立川市ではどういう事をやるのかという説明を各町内会に向けて 20 回近く行っています。町内会で行ったので、1 回に高齢者の方が 25～30 人くらい集まりました。そういう事を含めて、是非今後の方向性を具体化していただきたいと思います。</p> <p>続けて、71 ページの施策の方向 3 「認知症高齢者や家族介護者への支援」から数点です。</p> <p>施策の方針で「認知症による徘徊高齢者の安全を確保し」とありますが、本当に大変で、私の担当の方が、夜中に奥さんがカタッと音がしたなと思ったけど、いつも庭先まで行って戻ってくるので、そのまま寝てしまったら、翌朝いなくなっていて、警察に行ってもわからないと言わ</p>

れたということがありました。羽村市は徘徊者のGPSが2種類使えて、すごく良いと思います。ただ、GPSを普及させることも大事ですが、いなくなった時に皆で探す体制、個人情報との関係もあって非常に難しい顔写真の取り扱いはどうするか等。放送を使うこともあります、放送だと聞き取りづらい場合もあります。

日野市では、行方不明になりそうな人の写真を、所管の介護課か、地域包括支援センターで管理しており、いなくなった時に関係団体に回すという方法があります。非常に切実な問題なので、この方向で充実していただきたいと思います。

その下の家族介護者支援ですが、年3回やって、これからも年3回ということですが、令和元年度の事務報告書で実績を見ましたら、参加されている延べ家族が26人で1回8人しか集まっていませんでした。参加者を増やしたり、悩みを持っている家族のケアカウンセリング等が大事だと思うので、実数が増えるように一歩進んだ取組を充実していただきたいと思います。

最後に主要課題2の72ページで質問です。昔からある家族介護慰労金についてです。サービスを利用しないで、ご家族で介護している世帯にお金を出すということだったと思います。対象は低所得者の家族にということですが、この事業の目的は、所得対策ですか。介護保険を使わないでいい低所得者の家族という対象の意図、事業の目的が分からないです。実際見込みが1件しかなくて、実績も0件です。

事務局

羽村市の家族介護慰労金の支給事業は重度要介護者を在宅で介護している家族に対して慰労金を支給することにより家族の経済的負担の軽減と重度要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることとしております。

委員

継続と軽減ということですね。重度の介護者がいる低所得者の方から、自分達では介護は無理だが、お金がないので1万円で出来る範囲でケアマネジメントして欲しいと言われたことがあります。またデイサービスの昼食代がかかるから、おにぎり持って行っていいデイサービスを探してほしいとか言われたこともあります。お金が無くて、介護保険のサービスも利用できない世帯に経済的負担の軽減ということだと、元々の低所得者対策として何かした方がよいのではないかと思います。

日の出町は、重度の介護者を抱えている家族については、介護保険サービスを使う、使わないに関わらず、慰労の目的で慰労金を支給しています。そういう事業だと理屈がわかります。目的が支出は出ないけど、経済的軽減ですという意味がわからなくて。逆に介護保険を使っていないの方が介護にお金がかかるということでしたらわかるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

事務局	<p>こちらの事業については低所得者だけのものではなくて、慰労の意味も入っていて総合的な事業と考えております。</p>
会長	<p>色々な意味合いがあると思います。経済的な負担を軽減するということであれば、それも一つのメリットだと思います。色々な家庭の事情があって、介護サービスが利用できないという方もいらっしゃるかもしれませんが、せつかく介護保険制度という制度があるのであれば、それを利用していただけるように働きかけるという方法もあると思います。色々な関わり方があると思います。これについても、またご意見をいただければと思います。</p> <p>(小休止)</p> <p>それでは再開します。先ほども色々ご意見をいただきましたが、羽村の財政が厳しい中で、皆様ご苦勞しておられると思いますが、出来る限り、発展的な計画にしていければと思いますので、更に皆様からのご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>85 ページ「①避難行動要支援者の支援体制の推進」「避難行動要支援者名簿の整備」について、具体的にどういう整備を進めるのかということをお聞きしたいです。もう一つ、「福祉避難所の充実」について、具体的な内容についてもお聞きします。</p>
事務局	<p>「避難行動要支援者」の範囲をご説明します。市内に居住する者で、以下の通りとするという決まりがあります。施設に入所、長期入院等を行っている方を除きまして、7つの項目がありますので、読み上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①75 歳以上で構成する世帯の方</li> <li>②介護認定区分において、要介護 3～5 のいずれかの認定を受けている方</li> <li>③身体障害者手帳による、障害の程度が 1 級または 2 級である方</li> <li>④愛の手帳による障害の程度が 1 度又は 2 度である方</li> <li>⑤精神障害者保険福祉手帳による障害の程度が 1 級又は 2 級である方</li> <li>⑥難病の指定を受けている方の内、避難するための支援が必要な方</li> <li>⑦その他避難について支援が必要と市長が認める方</li> </ul> <p>となっております。この避難行動要支援者の名簿の整備を進めるということです。その方が災害時における避難支援や地域の共助を充実させるために、まずは名簿の整備を進めていくものになります。</p> <p>ご質問の 2 点目の福祉避難所の充実についてですが、計画では羽村市の児童館やいこいの里などを福祉避難所にしております。普通の避難所</p>

	<p>では、難しい方が福祉避難所に避難されるという計画となっております。そこにどんな設備があるかと言われても、ベットが用意されているわけでもありません。色々な方々に福祉避難所として、できるだけの手をするため、その充実をはかっていかななくてはいけないと考えております。具体的には、これから詰めていくものとなります。</p>
委員	<p>今までも避難者名簿が配られたと思いますが、それとは全く違うものになるということですか。</p>
事務局	<p>同じものとなります。</p>
委員	<p>同じですか。近隣の自治会と災害時の応援協定をしていますが、先日自治会長とお話する機会があって、避難者名簿に載っている方全員を把握できないと言われていました。名簿の人数が多いのと、町内会に入っていない方も載っていることから、実行性のない名簿ではないのかと疑問があがってました。</p> <p>福祉避難所についても、誰が対応するのかが、まったく分からない施設が指定されているので、もう少し実効性がある所を考えなければいけないと私は思います。これについては、羽村市の特養の施設長会からも市長宛に要望をだしていますが、前年度においてあまり改善が見られませんでしたし、この第8期の中で先に進めていただきたいと思います。</p>
委員	<p>関連してよろしいでしょうか。避難行動要支援者の名簿ですが、非常にしっかり作られている名簿です。私自身交通安全推進委員の支部長をやっておりましたので、名簿を預かったことがあります。ただ、しっかりした名簿であるのですが、実際に事が起こった時に、どうすれば一人でそれを使っていけるのかと思います。</p> <p>町内会でも、どこまで持たせてよいのかが非常にあいまいです。3町内の町内会の副会長に持たせてもよいのではないかと質問しても明確な回答がありませんでした。計画にも「効率的な支援体制を整えます」と書いてありますが、現実的にどうやっていくのか、預かる人間は迷いました。主旨は良いのですが、使い方をもっと研究しないと、現場は困るという意見です。</p>
会長	<p>貴重なご意見をいただきました。現場の中では大変な思いをされているというお話も聞こえてきます。市の方向性として具体的にお示しできればお願いします。</p>
事務局	<p>今、具体的に地域の方々のご意見をいただきまして、ありがとうございます。今は名簿の整理に努めているという所ですが、平常時の地域の助け合いも重要なので、日頃から挨拶を交わすなどの関係づくりも必要</p>

委員	<p>と考えています。</p> <p>そうだとすると、広い範囲に名簿が行き渡っていなければ、有名無実というか、何にもならないと思います。私が聞いた説明はいざという時の対応のみでした。普段から一人が3町内を見渡すなんてできないと思います。皆災害時としか理解していません。</p>
事務局	<p>今のご意見等については、名簿を持っていただく方に制度を理解していただくための説明をするように担当部署へお伝えします。</p>
委員	<p>広報はむら令和元年12月1日号のイメージ図にも避難支援などの関係者が書かれています。実際に高齢者に関わる私たちも知っておかなくてはいけないですが、そういう研修や講義を受けたりする場がないと思います。このようなことも災害時の連携という意味で考えていただければと思います。</p>
委員	<p>前々回、これについて発言しましたが、委員が言われる通りだと思います。私も町内会の会長ですが、名簿のコピーは禁じられています。名簿を整備してもらっても、最初の頃よりもだいぶ厚くなっており、少人数では絶対把握できません。確かに説明で、近隣でのフェイス to フェイスが大事とありましたが、そうだと思います。</p> <p>今日の審議会は高齢者や介護事業という事ですが、福祉という面で考えれば市民全体が対象で高齢者福祉ということだと思います。市民一人一人の目が向くような文言が入っていてもよいと思います。読んでいくと市、シルバー、地域と言えば町内会となっていて、記載のない市民に対して、もう少しアピールして意識を持ってもらえるような内容を盛り込むとよいと思います。最初に委員が発言した通り、自治体で徘徊者が出た時の対応という事もありますし、普段の市民の意識を向上させると共に、隣のおじいさんがとか、お子さんがとか、言うような意識付けを全体的に入れていった方がよいと思います。</p> <p>もう1点ですが、主要課題2の「社会参加と生きがいの推進」です。全てシルバー人材センターですよね。市としては「施設の提供や運営費を助成、就業のための講習会を実施しています。」と書かれています。働きかけを市内事業者に対してするのは難しいかもしれませんが、職業安定所の仕事かもしれませんが、色々な企業が多い地域だと思うので、高齢者の方の雇用を促進していけるような施策があってもいいのではと思いました。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。色々出していただきましたが、市の方でも、今いただいた意見を踏まえていただければと思います。</p>

委員	<p>こちらに町内会会長の方もいらっしゃいますが、町内会自治会への加入率がこの8年間で20%くらい下がっています。これは市の報告書で明らかです。私は非常に危機感を持っていて、大変な事態になると思います。</p> <p>東京の自治のあり方研究会というのが、区市町村の調査を行ない、2003年の加入率61%、2013年は54%、10年間で7%くらい落ちているということでした。</p> <p>うちの町内会の人と話をすると、なぜそんなに減っていくのかというと大きく2つあるといいます。</p> <p>1つは町内会員が高齢になって、町内会活動が大変なため、やめさせて欲しいと言われて辞められます。</p> <p>もう1つは、建売住宅の新住民は比較的若い層が多いですが、町内会の話をして重要性や必要性を理解してもらえません。町内会に入っても、どんなメリットがあるのか、災害の話をして30%台の加入率では説得しきれません。</p> <p>この2つが大きな課題だと思います。この計画の中では「会員の退会防止と加入促進支援、町内会・自治会の負担軽減を図る」と書かれていますが、具体的にどのような事をやってくれるのか、非常に疑問です。計画に書くのはよいのですが、実行されないのではないかと心配があります。とはいえ、良い知恵があるかということ、なかなかないのですが、新住民に対して、町内会の必要性を紹介して是非入って欲しいというPR活動を是非やっていただきたい。町内会任せでは無理だと思います。</p>
会長	<p>町内会の加入率がどんどん減っているというのは、どこの町内会でも危機感を持っていると思います。今おっしゃっていただいたように、新しく住宅を建てて住まわれる若い世代の方が入ってこないというのは、どこの町内会でも言われています。ただ、中にはお子さんが小学生に上がると、小学校で何か地域活動があると、それをきっかけに入ってくられたり、集合住宅では、不動産屋が町内会に入ることを一つの条件として売り出すことをやっていると聞いたことがあります。もちろん委員が言われるように市はどのような事をしてくれるのかと言う事も課題ですが、市でも取り組みをしていただきたいし、今までもされていると思いますが、地域の中でも出来ることをこれからはもっていただく。お互いに何をやっているか、情報交換していただけたらと思います。</p>
事務局	<p>担当部署の地域振興課では、委員の言われたことを課題として捉えております。会員の高齢化に伴い退会することの防止、新住民に町内会を理解し加入して頂く。町内会長で組織する連合会と一緒に、加入促進キャンペーン等の活動も行っています。</p> <p>市としましても、市民課で転入の受付をしますので、加入してくださ</p>

	<p>いと通知したり、市民課に行くロビーの所に町内会活動のお祭り等の写真を展示したり、連合会との共同かもしれません、ポスターを作ってみたり等、色々な取組を行っています。しかし、なかなか実を結ばないという所が現実です。連合会と担当部署で次はどうしたらよいか検討していると聞いております。</p>
<p>委員</p>	<p>69 ページの配食サービス事業について、業者さんに出すと1食がいくら、個人が支払う金額はいくらでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>配食サービスは1食715円ですが、600円で提供しています。</p>
<p>委員</p>	<p>配食サービスが見守り事業にもなっており、高齢者の栄養状態を良くする、健康を維持するという意味でも、とても重要なものです。今後は冷凍になった分、一般の会社をお願いするのかと思いましたが、750円のコストがかかっていたことを考えると使う人が利便性を考えればよいのかと思いました。</p>
<p>事務局</p>	<p>配食サービスを冷凍に切り替えたことで、利用者が減ってしまっているところもあります。令和元年度までは、いこいの里で調理したものを届けており、食中毒を課題として捉えていました。</p> <p>テイクアウトがコロナの関係で増えてきていまして、東京都でも指針が出ています。何度以上、何度以下で保存して1時間以内に食べるというのが望ましいとされていますが、なかなかクリアできないという事もありました。また、お弁当を半分とっておき、翌日食べることがあり、食中毒のリスクが拭えなかったことから、冷凍のお弁当に切り替えました。また良い取組があれば検討していきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>今は特にコロナの関係でこの様なサービスの充実の具体的な方法、工夫が必要だと思えます。他の自治体で工夫してやっている等の情報があれば出していただければと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>業者が作った弁当を市が確認し、業者が室温を確認して利用者の部屋まで持って行ってきており、こまめにやっていただいていたと思います。そういった業者を使って見守りをしていただいていたと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>色々な情報を収集しながら事業を続けていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど委員から85ページの「②在宅要配慮者の避難先の確保」の関係で福祉避難所の運営に対してどうかという質問をいただきました。地域防災計画では細かい点まで書けない部分があります。市の公共施設を使った福祉避難所の運営については、運営マニュアルにより、市の職員</p>

会長	<p>が対応しております。また、各避難所において、避難所を組織する団体に市の職員が連絡員として対応しております。先日の防災訓練では、社会福協議会や児童館を福祉避難所として開設運営する訓練等も行いました。これらにより、実効性を担保するよう取り組んでおります。</p> <p>災害時は要支援者だけでなく、様々な方が避難されるので、防災計画にしっかり位置付けていただきたいし、この高齢者福祉計画との整合性をとれるような形で計画を立てていただきたいと思います。</p> <p>資料をお読みいただき、お気づきの所が細かい部分も含めてあると思いますが、今日出していただいた意見については、市でも進めていただいていると思います。</p> <p>今回は各論2ということで介護保険部分に入っていきます。また、改めて皆様からご意見をいただき、計画にまとめていきたいと思いません。それでは、皆様これ以上ご意見がないようでしたら、以上で終了いたします。皆さん、円滑な進行にご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>皆様お疲れさまでした。それでは、最後に事務連絡です。</p> <p>次回、第6回審議会につきましては、11月16日月曜日、午後7時から、市役所特別会議室での開催となりますので、宜しくお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、第5回審議会を終了させていただきます。</p> <p>長時間にわたり、また、夜遅くまでご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>